

民間総合調停センターとは?

専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が協力し、公益社団法人として運営している裁判外紛争解決機関(ADR機関)です。民事上の紛争の内容に応じ、紛争に適した専門家が、公平・中立な第三者の立場として、手続に関与することにより、公正・迅速・低費用で解決することを目指した機関です。



ADR機関
(裁判外紛争
解決手続)
=民間調停

手数料のご案内

手数料
申立時 **10,000円** (1件)

※申立手数料は紛争額にかかわらず。
※相手方が応じない場合等は、7,000円を返金します。

手数料
解決時 **15,000円** (一例:紛争解決額100万円未満で)

少額紛争で
お悩みの方に
朗報!

和解が成立した場合、又は仲裁判断がなされた場合は、下の表を基準に、申立人・相手方のそれぞれの負担額を決めます。

紛争解決額	成立手数料
0~100万円未満	15,000円
100万円以上~200万円未満	20,000円
200万円以上~500万円未満	30,000円
500万円以上~1,000万円未満	50,000円

※事案により、成立手数料を30パーセントの範囲で増減する場合があります。
※紛争解決額が1,000万円以上の場合、お問い合わせください。
※金額で表すことができない解決の場合、成立手数料は20,000円となります。



〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 1F

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車、出口①から徒歩約5分
- 大阪メトロ・京阪本線「淀屋橋駅」下車、1番出口から徒歩約10分
- 大阪メトロ・京阪本線「北浜駅」下車、26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

☎06-6364-7644

(お問合せ時間 平日 午前9時~午後5時) ※正午~午後1時は除く

民間総合調停センターは

下記の団体の協力により運営しています。

- 大阪弁護士会 ●大阪司法書士会
- 大阪土地家屋調査士会
- (公社)大阪府不動産鑑定士協会 ●(一社)大阪府宅地建物取引業協会
- (公社)全日本不動産協会大阪府本部
- 日本公認会計士協会近畿会
- (公社)大阪社会福祉士会
- 大阪府社会保険労務士会
- (一社)大阪府建築士事務所協会 ●(公社)大阪府建築士会
- 近畿税理士会
- 特定非営利活動法人消費者ネット関西 ●全大阪消費者団体連絡会
- (公社)消費者関連専門家会議 ●特定非営利活動法人消費者情報ネット
- (公社)全国消費生活相談員協会
- 大阪府臨床心理士会
- (一社)大阪府マンション管理士会
- 大阪府 ●大阪市 ●堺市 ●東大阪市 ●大阪府市長会



民間調停で解決しませんか?

専門家が力を合わせ、
幅広い民事紛争の解決をお手伝いいたします。



かいけつサポート

認証紛争解決サービス



<http://www.minkanchoitei.or.jp>



[ADR認証機関]法務大臣 認証番号 第43号

公益社団法人 民間総合調停センター

民事上のあらゆる紛争の解決に 利用いただけます!



その他にも、
消費者問題、建築紛争に関する問題、境界問題、夫婦・
親子間の問題、労働問題、医事紛争問題、福祉に関する
問題、高齢者・障がい者に関する問題など、
民事上のあらゆる紛争の解決に利用ください!

解決までの時間は?

事案の内容や期日での話し合いの進み具合にもよりますが、相手方が手続きに応じた後、第1回期日から、3回程度(3か月程度)で解決するように努力いたします。

手続の内容・流れ

和解あっせん手続

和解あっせん人が、公平・中立な第三者の立場として、当事者双方から事情・意向を聴取し、専門的知識を活用することにより、公正かつ迅速に解決できるよう支援する手続です。

※手続は非公開で行われますので、紛争の内容が外部に漏れる心配はありません。和解あっせん手続のほかに仲裁手続もあります。



※解決した場合、成立手数料は、当事者双方で分担して納付していただきます。



3名の専門家が和解あっせん人となります!

原則、1事件につき、申立ての内容に応じた和解あっせん人(専門家)を3名(うち1名は必ず弁護士)選任します。

【例】

- 交通事故の場合
弁護士に加えて、司法書士、消費者団体に所属する委員。
- 建築物に関する紛争の場合
弁護士に加えて、建築士、不動産鑑定士または宅地建物取引士。
- 土地の境界問題の場合
弁護士に加えて、土地家屋調査士、建築士、不動産鑑定士または宅地建物取引士。

申立書の書き方は? ~無料相談を活用ください~

当センターでは、申立てを検討または希望しているが、手続の概要や申立書作成方法がわからない方に対して、申立書の作成方法を説明、またはアドバイスさせていただく「申立補助制度」を実施しています。ご利用を希望される場合は、ご予約ください。

実施日時 毎週火曜日と金曜日(祝日除く)の
13時~14時もしくは14時~15時の1時間ずつ

相談場所 大阪弁護士会館1階
(大阪市北区西天満 1-12-5)

相談担当 弁護士または司法書士1名とその他の士業等から1名の
計2名で相談に応じます。
※なお、法律相談はできません。

予約方法 民間総合調停センターに電話または来訪のうえ
予約してください。
☎06-6364-7644

